

国民健康保険の税率見直しについて

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤となる制度として、地域住民の健康保持増進を図り、生活の安定に重要な役割を果たしておりますが、景気低迷による失業者の増加や高齢化に伴う医療費の増大などにより、この事業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

国民健康保険は、保険税収入、国及び県支出金、町からの一般会計繰入金などを主な財源として、その事業に要する費用の賄う制度です。

サラリーマンなど「被用者」が加入する健康保険制度と異なり、事業主負担の保険料が無いことや、低所得者層の加入割合が高いことなどから、財源に占める公費と保険税負担の割合が高くなります。

経済不況とも重なり、保険税収入の増加が期待できない中にあっても医療費は年々増加傾向にあります。

先月、国から示された諸係数をもとに、平成23年度の国民健康保険特別会計予算を積算した結果、保険税で賄う対象となる約8,500万円の歳入不足が見込まれます。

社会保障費全般の増嵩が続き、財政事情が一段と厳しさを増す中で、この歳入不足額全てを一般会計繰入金や、国民健康保険特別会計が保有する財政調整基金繰入金により単年度で賄うことは、不測の財源不足に備えることが出来ない状態を招くだけで、後年度の歳入不足額の解消に繋がりません。

このため、後年度の急激な保険税率の上昇を緩和するためにも、複数年での国保財政調整基金繰入金と一般会計繰入金による財源手当を行いつつ、適切な時期に保険税率を見直すことが、安定した国保財政運営に必要と考えます。

つきましては、後期高齢者医療制度が創設された平成20年度以来の全面的な保険税率改定を行い、被保険者の皆様に歳入不足額の一部の負担をお願いするものでございます。

まず、保険税率の基本的な考え方と改定内容についてご説明します。

資料の1ページをご覧ください。「表(1)保険税率等」に現行保険税率と改定税率案をお示ししておりますが、まず、表見出しで「区分」の内容からご説明します。

保険税は、その対象となる経費ごとに、大きく3つに分かれます。

まず、縦書き「医療給付費分」は、被保険者の医療給付にかかる費用を、「後期高齢者支援金分」は75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度の財政支援金を、一行飛んで、「介護納付金分」は、40歳から64歳の被保険者が介護保険の第2号被保険者となりますので、この方々にかかる介護保険料相当額を介護保険者に納付するための費用を、それぞれ賄うためのもので

す。

そして、この3つの区分それぞれに共通した4つの保険税算定項目があります。

上から、「所得割」は、被保険者の所得額に係る課税、「資産割」は、固定資産税額に係る課税です。ちなみに、ここには表示していませんが、この2つは、資力(能力)に応じて課税するものとして、「応能割」といいます。

次に、「均等割」は、被保険者個人に対する課税、「平等割」は、世帯に対する課税です。この2つは、皆に等しく課税するものとして、「応益割」といいます。

この4つの算定項目で保険税を算定する訳ですが、算定の結果、税額が地方税法施行令の定める額の範囲で一定額を超過する場合、その超過額部分は徴収しないこととなっております。この基準となる額を「賦課限度額」といいます。

「区分」の内容は以上のとおりですが、先ほど新年度の予算の説明の冒頭でもお話しましたけれども、税率改定の要点を3点申し上げます。

1点目は、かねてより議論のありました資産割を約半分に引き下げることです。

2点目は、被保険者ごとの均等割や世帯ごとの平等割といった応益部分の割合が、被保険者の所得割や資産割といった応能割合に比べて高い比率となっておりますので、これらの比率を設定し直し、負担の均衡を図ることです。

3点目は、地方税法施行令の改正に伴い賦課限度額を改正すること。の以上

3点です。

続きまして、税率改定による影響額についてご説明します。

資料1ページの「表(2)上記税率による保険税調定額(試算)」をご覧ください。

これは、現行の税率と、改定案の税率で保険税額を試算した場合の増減を表しております。その下の「表(3)」は、この増減を被保険者一人あたりに換算したもののです。

平成23年度の国保予算を見積りましたところ、後期高齢者への支援金や介護納付金といった支出が大幅に伸びたことなどで、保険税の引き上げで賄う必要がある財源不足額が約8,500万円にものぼりました。これは、今回の改定税率による増加見込額約2,500万円の約3.5倍に相当する額であり、急激に税率を引き上げなければならぬことになります。

このため、財政調整基金から4,000万円、更に一般会計から2,000万円といった合計6,000万円の繰入金を保険税率の激変緩和のため投入しておりますので、今後の動向によっては、更なる税率改定が必要になることも考えられることにご留意いただきたいと思います。

それでは、次に改定案の税率をどのように算定したかをご説明します。

まず、医療給付費分についてです。資料の2ページと3ページをご覧ください。それぞれ左上に「1-1、1-2」と番号を付けておりますが、まず、2ページの「1-1、医療給付費分国民健康保険税の所要額、賦課総額の算出」で一般被保険者の医療給付にかかる保険税所要額を求めます。

歳出予算(薄緑色の部分A)と歳入予算(B)を比較し、差し引き額を求めます。これが、「保険税所要額」(黄色の部分C、4億9,351万9千円)になります。

しかし、保険税は徴収率という減収要素がありますので、「保険税所要額(C)」を見込まれる「予定収納率」(オレンジ色の部分、(D)の89.30%)で割り戻した額の「保険税賦課総額」(水色の部分(E)、5億5,265万3千円)をシミュレーションの基礎額とします。この「保険税賦課総額」を基に、社団法人国民健康保険中央会が開発した「保険税適正算定システム」というソフトを用いて保険税の賦課シ

ミレーションを行いました。

このシュミレーションソフトは、厚生労働省通知の予算編成留意事項に示された、保険税の算定方法に沿うものです。

次の3ページ、「1 - 2、医療給付費分保険税の賦課総額を被保険者数・課税標準額で除して保険税率を算出」の資料でご説明します。水色の部分に先ほどご説明した「保険税賦課総額」がありまして、これを被保険者の数や所得額、固定資産税額などの課税標準額で割戻し(つまり逆算)したものが、ピンク色で表示した部分の「税率」となる仕組みです。

税率は、課税総額に占める区分ごとの割合にも留意して定める必要があります。

具体的には、「税率」の列から右へ2列目に「賦課割合」、更にその右の列に「応能・応益割合」を表示しております。

地方税法に示されている国の標準の賦課割合では、「所得割」が40%、「資産割」が10%、これらを合わせて「応能割」50%となります。また、「均等割」35%、「平等割」15%、合わせて「応益割」50%です。

今回は、主に「資産割」を引き下げ、「所得割」に課税のウエイトを移しつつ、応能・応益割合が概ね50%対50%になるようにバランスを取っております。

シュミレーションソフトで算定される税率は、実際には1円単位まで計算されますが、それぞれ100円単位に端数を調整しておりますので、再度保険税を試算すると、薄い黄色で表示した「保険税調定額」のとおり4億8,969万6,411円となります。

「調定額」とは、収納率が100%の場合の額ですので、その右側に、前のページと同じ「予定収納率」(オレンジ色の部分の89.3%)を乗じますと、その右側「保険税見込額、4億3,729万8,895円」となります。

話が前後するのですが、この「保険税見込額」の左右に、むらさき色で表示した「低所得軽減額、5,745万7,050円」がありますが、これは、保険税の計算過程において、低所得層の保険税を軽減し、その相当額が一般会計から「保険基盤安定繰入金」というもので補填される制度があります。

結果としまして、この「保険税見込額」と「低所得軽減相当額」を合わせた額(右端に黄色で表示した)「保険税所要額、4億9,475万5,945円」が、前のページ右上の黄色部分にある「保険税所要額」を満たし、医療給付費の歳入、歳出の均衡が取れたということになります。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

それぞれ左上に「2-1、2-2」と番号を付けておりますが、先ほどの医療給付費分の税率の算出方法と同様に、今度は後期高齢者支援金分について算出してあります。

4ページの「2-1」で右上黄色部分の「保険税所要額(C)、1億5,962万8千円」を求めた後に、シュミレーションソフトを使用し、5ページの「2-2」でピンク色の部分の税率を算出しまして、順次右方向に保険見込額と低所得軽減額を算定した結果、右端の黄色部分が「保険税所要額、1億6,009万6,037円」となったことをご確認いただけるかと思います。

そして、次の6ページ、7ページをご覧ください。

介護納付金分の税率について算出しております。先ほどまでの医療給付費分や後期高齢者支援金分と異なり、この区分は、国保全被保険者のうち40歳から64歳の年齢の方である「介護保険2号被保険者」の状況から算出するように厚生労働省通知に示されているため、一般被保険者分のほかに65歳未満の厚生年金等受給者を被保険者とする「退職被保険者分」を合わせて「保険税所要額(C)」を算出し、7ページ「3-2」の資料では、一番下の行の「介護分計」の表で税率を求めております。

今までご説明しました方法で、求めた税率が1ページの「表(1)保険税率等」の改定税率(案)に記載のとおりとなります。

以上で保険税率改定の考え方の説明を終わらせていただき、税務課に引き継ぎまして、賦課限度額の改正や近隣市町との税率などの比較についてご説明します。